

福岡県公報

平成三十年四月十三日
第三千九百八十三号
増刊
①

目次

雑報

○福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程

(防災企画課) ……………一

再掲

○福岡県税条例の一部を改正する条例

(税務課) ……………六

雑報

福岡県災害対策本部規程第一号

福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年四月十三日

福岡県災害対策本部長

福岡県知事 小川 洋

福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程

福岡県災害対策本部規程(平成四年十月福岡県災害対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「災害ボランティア班、及び臨時の班」を「災害ボランティア班、被災者支援チーム及び臨時の班」に改める。

第八条第四項中「災害対策情報連絡班、災害情報センター、災害ボランティア班、及び臨時の班」を「災害対策情報連絡班、災害時緊急派遣チーム、災害情報センター、災害ボランティア班、被災者支援チーム及び臨時の班」に改める。

第八条第五項中「災害対策情報連絡班、災害情報センター、災害ボランティア班、及び臨時の班」を「災害対策情報連絡班、災害時緊急派遣チーム、災害情報センター、災害ボランティア班、被災者支援チーム及び臨時の班」に改める。

第十一条中「ダム建設事務所内及び港務所内」を「港務所内及び流域下水道事務所内」に改める。

第十二条の二中「那珂県土整備建築班 福岡県那珂県土整備事務所の管轄区域

五ヶ山ダム建設県土整備建築班 福岡県五ヶ山ダム建設事務所の管轄区域

伊良原ダム建設県土整備建築班 福岡県伊良原ダム建設事務所の管轄区域

苅田港務県土整備建築班 福岡県苅田港務所の管轄区域」を

「那珂県土整備建築班 福岡県那珂県土整備事務所の管轄区域

苅田港務県土整備建築班 福岡県苅田港務所の管轄区域」に改める。

別表第一中

教育部 教育長 教育次長

教育部 教育長 副教育長

別表第二中

総務部 総務事務厚生班 総務事務厚生課長

東京連絡班 東京事務所長

総務部 総務事務厚生班 総務事務厚生課長

企画・地域振興部 国際局 地域班 地域課長

企画・地域振興部 国際局 地域班 地域課長

東京連絡班 東京事務所長

県土整備部 河川班 河川課長

河川開発班 河川開発課長

県土整備部 河川管理班 河川管理課長

河川整備班 河川整備課長

に、

を

に、

を

に、

を

に改める。

を

別表第三中

総合指令部	総合指令部
災害ボランティア班	災害情報センター
<ul style="list-style-type: none"> 一 災害ボランティアに関する情報の収集及び伝達に関すること。 二 災害ボランティア活動を行う団体等との連絡調整に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 県民に対する各種情報の提供に関すること。

を

教育部										
社会教育班	体育スポーツ健康班	人権・同和教育班	特別支援教育班	義務教育班	高校教育班	文化財保護班	施設班	教職員班	財務班	総務企画班
社会教育課長	体育スポーツ健康課長	人権・同和教育課長	特別支援教育課長	義務教育課長	高校教育課長	文化財保護課長	施設課長	教職員課長	財務課長	総務企画課長

に改める。

教育部										
体育スポーツ健康班	人権・同和教育班	義務教育班	高校教育班	施設班	教職員班	社会教育班	企画調整班	文化財保護班	財務班	総務班
体育スポーツ課長	人権・同和教育課長	義務教育課長	高校教育課長	施設課長	教職員課長	社会教育課長	企画調整課長	文化財保護課長	財務課長	総務課長

を

企画・地域振興部	
東京連絡班	国際地域班
<ul style="list-style-type: none"> 一 国会、中央官庁との連絡折衝及び資料配付に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 一 災害時の外国人渉外に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害時の外国人渉外に関すること。

に、

企画・地域振興部	
東京連絡班	国際地域班
<ul style="list-style-type: none"> 二 部内各班の応援に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害時の外国人渉外に関すること。

を

総務部	
総務事務厚生班	
<ul style="list-style-type: none"> 一 職員の健康管理に関すること。 二 罹災職員に対する諸給付金と貸付に関すること。 三 災害従事職員の公務災害に関すること。 四 災害対策応急物資等購入品の検収に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 職員に対する各種情報の提供に関すること。

に、

総務部	
東京連絡班	総務事務厚生班
<ul style="list-style-type: none"> 一 国会、中央官庁との連絡折衝及び資料配付に関すること。 二 罹災職員に対する諸給付金と貸付に関すること。 三 災害従事職員の公務災害に関すること。 四 災害対策応急物資等購入品の検収に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 職員に対する各種情報の提供に関すること。

を

総合指令部		
被災者支援チーム	災害ボランティア班	災害情報センター
<ul style="list-style-type: none"> 一 被災者の生活再建支援及び事業継続支援、被災自治体の行政運営支援に関すること。 二 災害ボランティア活動を行う団体等との連絡調整に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害ボランティアに関する情報の収集及び伝達に関すること。 二 災害ボランティア活動を行う団体等との連絡調整に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 県民に対する各種情報の提供に関すること。

に、

総務班 一 部内の連絡調整に関する事 二 事務局職員に動員すること 三 広報に関する事 四 職員の保健管理に関する事 一 災害復旧予算に関する事	県土整備部 河川整備班 河川管理班 一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関する事 二 河川の被害調査及び災害応急対策に関する事 一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関する事	県土整備部 河川開発班 河川班 一 建設中のダムの災害応急復旧措置に関する事 二 河川の被害調査及び災害応急対策に関する事	福祉労働部 児童家庭班 子育て支援班 一 災害救助活動の応援に関する事 二 児童福祉施設(保育所、幼保連携型認定こども園)、届出保育施設の災害応急復旧に関する事	福祉労働部 児童家庭班 子育て支援班 一 災害救助活動の応援に関する事 二 児童福祉施設(保育所以外)の災害応急復旧に関する事

に、 を、 に、 を

教育部

義務教育班 一 県立特別支援学校及び市町村立学校における教職員並びに児童及び生徒に対する防災知識の普及に関する事 二 県立特別支援学校及び市町村立学校における児童及び生徒の避難に関する事 三 県立特別支援学校及び市町村立学校における応急教育の方法に関する事 四 県立特別支援学校及び市町村立学校における教科書、教材の確保に関する事	高校教育班 一 県立高等学校及び県立中高一貫教育校(以下「県立高等学校等」という。)における教職員及び生徒に対する防災知識の普及に関する事 二 県立高等学校等における生徒の避難に関する事 三 県立高等学校等における応急教育の方法に関する事 四 県立高等学校等における生徒に対する教科書、教材及び学用品の調達に関する事 五 育英補助に関する事	施設班 一 文教施設設備の災害予防に関する事 二 災害に伴う文教施設の応急修理に関する事 三 文教施設の災害復旧に関する事	教職員班 一 県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員の確保その他の人事措置及び服務に関する事 二 県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員の避難に関する事	社会教育班 一 社会教育施設及び設備の災害予防並びに災害復旧に関する事 二 社会教育関係諸団体との連絡に関する事	企画調整班 一 市町村支援班との連絡調整に関する事	文化財保護班 一 文化財の保護に関する事	財務班 二 罹災者に係る授業料の免除及び就学援助に関する事
---	---	--	--	--	------------------------------	-------------------------	----------------------------------

を

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1353 344 1465 488">人権・同和教育班</td> <td data-bbox="975 495 1465 952"> <ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1129 344 1193 488">体育スポーツ健康班</td> <td data-bbox="975 495 1348 952"> <ul style="list-style-type: none"> 一 交通安全についての知識の普及に関すること。 二 災害復旧の学校環境衛生の指導に関すること。 三 被災学校給食設備の応急修理及び代替施設の確保に関すること。 四 被災学校の給食の指導に関すること。 五 児童及び生徒の保健管理及び保健指導に関すること。 六 体育施設及び設備の災害予防並びに災害復旧に関すること。 七 体育関係諸団体との連絡に関すること。 </td> </tr> </table>	人権・同和教育班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 	体育スポーツ健康班	<ul style="list-style-type: none"> 一 交通安全についての知識の普及に関すること。 二 災害復旧の学校環境衛生の指導に関すること。 三 被災学校給食設備の応急修理及び代替施設の確保に関すること。 四 被災学校の給食の指導に関すること。 五 児童及び生徒の保健管理及び保健指導に関すること。 六 体育施設及び設備の災害予防並びに災害復旧に関すること。 七 体育関係諸団体との連絡に関すること。 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="762 344 896 488">総務企画班</td> <td data-bbox="762 495 896 952"> <ul style="list-style-type: none"> 一 部内の連絡調整に関すること。 二 事務局職員の出動に関すること。 三 広報に関すること。 四 市町村支援班との連絡調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 344 730 488">財務班</td> <td data-bbox="667 495 758 952"> <ul style="list-style-type: none"> 一 災害復旧予算に関すること。 二 罹災者に係る授業料の免除及び就学援助に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 344 571 488">教職員班</td> <td data-bbox="507 495 662 952"> <ul style="list-style-type: none"> 一 県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員の確保その他の人事措置及び服務に関すること。 二 県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員の避難に関すること。 三 職員の保健管理に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 344 411 488">施設班</td> <td data-bbox="347 495 502 952"> <ul style="list-style-type: none"> 一 文教施設設備の災害予防に関すること。 二 災害に伴う文教施設の応急修理に関すること。 三 文教施設の災害復旧に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 344 252 488">文化財保護班</td> <td data-bbox="188 495 343 952"> <ul style="list-style-type: none"> 一 文化財の保護に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 495 183 952"></td> <td data-bbox="156 495 183 952"> <ul style="list-style-type: none"> 一 県立高等学校並びに県立中高一貫教育校（以下「県立高等学校等」という。）における </td> </tr> </table>	総務企画班	<ul style="list-style-type: none"> 一 部内の連絡調整に関すること。 二 事務局職員の出動に関すること。 三 広報に関すること。 四 市町村支援班との連絡調整に関すること。 	財務班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害復旧予算に関すること。 二 罹災者に係る授業料の免除及び就学援助に関すること。 	教職員班	<ul style="list-style-type: none"> 一 県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員の確保その他の人事措置及び服務に関すること。 二 県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員の避難に関すること。 三 職員の保健管理に関すること。 	施設班	<ul style="list-style-type: none"> 一 文教施設設備の災害予防に関すること。 二 災害に伴う文教施設の応急修理に関すること。 三 文教施設の災害復旧に関すること。 	文化財保護班	<ul style="list-style-type: none"> 一 文化財の保護に関すること。 		<ul style="list-style-type: none"> 一 県立高等学校並びに県立中高一貫教育校（以下「県立高等学校等」という。）における 	<p style="text-align: center;">教育部</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1353 1323 1465 1467">高校教育班</td> <td data-bbox="1193 1473 1465 1930"> <ul style="list-style-type: none"> 一 教職員及び生徒に対する防災知識並びに交通安全についての知識の普及に関すること。 二 県立高等学校等における生徒の避難に関すること。 三 県立高等学校等における応急教育の方法に関すること。 四 県立高等学校等における生徒に対する教科書、教材及び学用品の確保に関すること。 五 育英補助に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1034 1323 1098 1467">義務教育班</td> <td data-bbox="890 1473 1189 1930"> <ul style="list-style-type: none"> 一 市町村立学校における教職員及び児童生徒に対する防災知識の普及並びに交通安全についての知識に関すること。 二 市町村立学校における児童生徒の避難に関すること。 三 市町村立学校における応急教育の方法に関すること。 四 市町村立学校における教科書、教材の確保に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1323 794 1467">特別支援教育班</td> <td data-bbox="587 1473 885 1930"> <ul style="list-style-type: none"> 一 県立特別支援学校における教職員及び幼児児童生徒に対する防災知識並びに交通安全についての知識の普及に関すること。 二 県立特別支援学校における幼児児童生徒の避難に関すること。 三 県立特別支援学校における応急教育の方法に関すること。 四 県立特別支援学校における幼児児童生徒に対する教科書、教材の確保に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1323 571 1467">人権・同和教育班</td> <td data-bbox="347 1473 582 1930"> <ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1323 252 1467">体育スポーツ健康班</td> <td data-bbox="156 1473 343 1930"> <ul style="list-style-type: none"> 一 災害復旧の学校環境衛生の指導に関すること。 二 被災学校給食設備の応急修理及び代替施設の確保に関すること。 三 被災学校の給食の指導に関すること。 四 児童及び生徒の保健管理及び保健指導に関すること。 五 体育施設及び設備の災害予防並びに災害復旧に関すること。 六 体育関係諸団体との連絡に関すること。 </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">に改める。</p>	高校教育班	<ul style="list-style-type: none"> 一 教職員及び生徒に対する防災知識並びに交通安全についての知識の普及に関すること。 二 県立高等学校等における生徒の避難に関すること。 三 県立高等学校等における応急教育の方法に関すること。 四 県立高等学校等における生徒に対する教科書、教材及び学用品の確保に関すること。 五 育英補助に関すること。 	義務教育班	<ul style="list-style-type: none"> 一 市町村立学校における教職員及び児童生徒に対する防災知識の普及並びに交通安全についての知識に関すること。 二 市町村立学校における児童生徒の避難に関すること。 三 市町村立学校における応急教育の方法に関すること。 四 市町村立学校における教科書、教材の確保に関すること。 	特別支援教育班	<ul style="list-style-type: none"> 一 県立特別支援学校における教職員及び幼児児童生徒に対する防災知識並びに交通安全についての知識の普及に関すること。 二 県立特別支援学校における幼児児童生徒の避難に関すること。 三 県立特別支援学校における応急教育の方法に関すること。 四 県立特別支援学校における幼児児童生徒に対する教科書、教材の確保に関すること。 	人権・同和教育班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 	体育スポーツ健康班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害復旧の学校環境衛生の指導に関すること。 二 被災学校給食設備の応急修理及び代替施設の確保に関すること。 三 被災学校の給食の指導に関すること。 四 児童及び生徒の保健管理及び保健指導に関すること。 五 体育施設及び設備の災害予防並びに災害復旧に関すること。 六 体育関係諸団体との連絡に関すること。
人権・同和教育班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 																											
体育スポーツ健康班	<ul style="list-style-type: none"> 一 交通安全についての知識の普及に関すること。 二 災害復旧の学校環境衛生の指導に関すること。 三 被災学校給食設備の応急修理及び代替施設の確保に関すること。 四 被災学校の給食の指導に関すること。 五 児童及び生徒の保健管理及び保健指導に関すること。 六 体育施設及び設備の災害予防並びに災害復旧に関すること。 七 体育関係諸団体との連絡に関すること。 																											
総務企画班	<ul style="list-style-type: none"> 一 部内の連絡調整に関すること。 二 事務局職員の出動に関すること。 三 広報に関すること。 四 市町村支援班との連絡調整に関すること。 																											
財務班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害復旧予算に関すること。 二 罹災者に係る授業料の免除及び就学援助に関すること。 																											
教職員班	<ul style="list-style-type: none"> 一 県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員の確保その他の人事措置及び服務に関すること。 二 県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員の避難に関すること。 三 職員の保健管理に関すること。 																											
施設班	<ul style="list-style-type: none"> 一 文教施設設備の災害予防に関すること。 二 災害に伴う文教施設の応急修理に関すること。 三 文教施設の災害復旧に関すること。 																											
文化財保護班	<ul style="list-style-type: none"> 一 文化財の保護に関すること。 																											
	<ul style="list-style-type: none"> 一 県立高等学校並びに県立中高一貫教育校（以下「県立高等学校等」という。）における 																											
高校教育班	<ul style="list-style-type: none"> 一 教職員及び生徒に対する防災知識並びに交通安全についての知識の普及に関すること。 二 県立高等学校等における生徒の避難に関すること。 三 県立高等学校等における応急教育の方法に関すること。 四 県立高等学校等における生徒に対する教科書、教材及び学用品の確保に関すること。 五 育英補助に関すること。 																											
義務教育班	<ul style="list-style-type: none"> 一 市町村立学校における教職員及び児童生徒に対する防災知識の普及並びに交通安全についての知識に関すること。 二 市町村立学校における児童生徒の避難に関すること。 三 市町村立学校における応急教育の方法に関すること。 四 市町村立学校における教科書、教材の確保に関すること。 																											
特別支援教育班	<ul style="list-style-type: none"> 一 県立特別支援学校における教職員及び幼児児童生徒に対する防災知識並びに交通安全についての知識の普及に関すること。 二 県立特別支援学校における幼児児童生徒の避難に関すること。 三 県立特別支援学校における応急教育の方法に関すること。 四 県立特別支援学校における幼児児童生徒に対する教科書、教材の確保に関すること。 																											
人権・同和教育班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 																											
体育スポーツ健康班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害復旧の学校環境衛生の指導に関すること。 二 被災学校給食設備の応急修理及び代替施設の確保に関すること。 三 被災学校の給食の指導に関すること。 四 児童及び生徒の保健管理及び保健指導に関すること。 五 体育施設及び設備の災害予防並びに災害復旧に関すること。 六 体育関係諸団体との連絡に関すること。 																											

別表第五中

社会教育班
一 社会教育施設及び設備の災害予防並びに災害復旧に関すること。 二 社会教育関係諸団体との連絡に関すること。

総合指令部	総括班	四三	四三	四三	全員
-------	-----	----	----	----	----

総合指令部	総括班	四四	四四	四四	全員
-------	-----	----	----	----	----

総合指令部	小計	四六	四六	四八	
-------	----	----	----	----	--

総合指令部	小計	四七	四七	四九	
-------	----	----	----	----	--

総務部	財産活用班	五	十	一四	全員
-----	-------	---	---	----	----

総務部	財産活用班	三	八	一二	全員
-----	-------	---	---	----	----

総務部	総務事務厚生班		一	二	全員
	東京連絡班			二	全員

総務部	総務事務厚生班		一	二	全員
-----	---------	--	---	---	----

総務部	小計	九	一八	三一	
-----	----	---	----	----	--

総務部	小計	七	一六	二七	
-----	----	---	----	----	--

企画・地域振興部	国際局				
	地域班				
	全員				

企画・地域振興部	国際局				
	地域班				
	全員				

を

に、

を

に、

を

に、

を

に、

を

に、

を

京築県土整備建築班(行橋支所)	一〇	所属職員 の半数	全員	全員
朝倉県土整備建築班	一〇	所属職員 の半数	全員	全員

を

合計	二二四	二二五	三五六	
----	-----	-----	-----	--

に、

合計	一二五	二二八	三五六	
----	-----	-----	-----	--

を

県土整備部	小計	三三	七四	七六
-------	----	----	----	----

に、

県土整備部	小計	三五	八〇	八二
-------	----	----	----	----

を

河川管理班	二三	二七	二七	全員
河川整備班				全員

に、

河川班	二三	二七	二七	全員
河川開発班	二	六	六	全員

を

企画・地域振興部	小計	一	二	一四
----------	----	---	---	----

に、

企画・地域振興部	小計	一	二	一二
----------	----	---	---	----

を

国際局	二	全員	全員
東京連絡班			
地域班			

に、

京築県土整備建築班 (行橋支所)	一〇	所屬職員 の半数	全員	全員
京築県土整備建築班 (伊良原ダム管理出張所)	全員	全員	全員	全員
朝倉県土整備建築班	一〇	所屬職員 の半数	全員	全員

に、

那珂県土整備建築班 (南畑ダム管理出張所)	全員	全員	全員	全員
那珂県土整備建築班 (山神・牛頸・北谷ダム管理出張所)	全員	全員	全員	全員
五ヶ山ダム建設県土整備建築班	三	五	全員	全員
伊良原ダム建設県土整備建築班	三	五	全員	全員
那珂県土整備建築班 (南畑ダム管理出張所)	五	所屬職員 の半数	全員	全員

を

那珂県土整備建築班 (南畑・五ヶ山ダム管理出張所)	全員	全員	全員	全員
那珂県土整備建築班 (山神・牛頸・北谷ダム管理出張所)	全員	全員	全員	全員
那珂県土整備建築班	五	所屬職員 の半数	全員	全員

に改める。

教育部	総務班	総務課副課長
-----	-----	--------

を

教育部	総務企画班	総務企画課副課長
-----	-------	----------

に改める。

河川班	河川課長
-----	------

を

河川班 河川管理課長

に改める。

附則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十五号

福岡県条例の一部を改正する条例

福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の十二第一項中「当該」を「同表の」に改める。

第二十条の十三の二を次のように改める。

第二十条の十三の二 削除

第二十条の十四第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「ガス供給業」の下に「(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。))以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。」を加える。

第二十条の二十四の二第一項中「(以下)」の下に「不動産取得税において」を加える。

第二十条の三十第一項中「一戸につき千二百万円」を「一戸」に、「につき千二百万円」を「」について千二百万円」に改め、同条第二項中「にあつては」を「には」に、「前項」を「、前項」に改め、同条第三項中「。第二十条の三十五の二第一項」を「

。第二十条の三十二第三項に、「同項」を「第二十条の三十五の二第一項」に、「及び第二十条の三十五の二第一項」を「及び第三項」に、「につき」を「について」に改め、同条第四項中「場合又は」を「とき、又は」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同条第五項中「第一項」を「第一項」に改め、同条第六項中「第三十八条の三に定める」を「で定める」に、「においては」及び「にあつては」を「には」に、「第三十九条に規定する」を「で定める」に、「によつて」を「により」に改め、同条第八項中「第三十九条に規定する」を「で定める」に改め、同条第二号中「第三十九条の二に規定する」を「で定める」に改め、同条第九項中「第三十九条の二の三に規定する」を「で定める」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「第三十九条に規定する」を「で定める」に、「の固定資産評価基準」を「に規定する固定資産評価基準」に改める。

第二十条の三十二第一項中「においては」を「には」に、「この項及び次項」を「この条」に、「一戸について」を「一戸」に、「について」を「」について」に改め、同項第三号中「に係る」を「の用に供する」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第五項中「ほか、第一項の」を「ほか、」に、「場合の」を「場合における」に、「その他同項及び第二項」を「その他の同項から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「第三十九条の三の三に規定する」を「で定める」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「においては」を「には」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条から第二十条の三十五の二までにおいて同じ。）一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

一 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第二十条の三十五の二第一項の規定に該当する場合に限る。）

二 土地を取得した者が当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第二十条の三十五の二第一項の規定に該当する場合に限る。）

第二十条の三十三第一項中「又は第二項第一号」を「、第二項第一号又は第三項」に改め、「一年以内」の下に「、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第二十条の三十五の二第一項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、同条第二項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第二十条の三十四中「によつて」を「により」に改め、同条第一号中「又は第二項第一号」を「、第二項第一号又は第三項」に改める。

第二十条の三十五第一項中「又は第二項第一号」を「、第二項第一号又は第三項」に改める。

第二十条の三十五の二第一項中「（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。）」を削る。

第二十条の三十六の二中「によつて」を「により」に改め、「前における当該仮換地等」の下に「である土地」を加え、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条の表を次のように改める。

第二十条の二十四の二第二項	土地に	土地に対応する第二十条の二十三第十一項に規定する仮換地等（第二十条の三十二及び第二十条の三十六第一項において「仮換地等」という。）に
第二十条の三十二第一項	額に当該土地	額に当該土地に対応する仮換地等
第二十条の三十二第一項の上		に対応する仮換地等の上

第二十条の三十二第二項	額に当該土地	額に当該土地に対応する仮換地等
第二十条の三十二第二項第一号	の上	に対応する仮換地等の上
第二十条の三十二第三項	額に当該土地	額に当該土地に対応する仮換地等
第二十条の三十二第三項第一号	の上	に対応する仮換地等の上
第二十条の三十二第四項及び第五項	土地に	土地に対応する仮換地等に
第二十条の三十二第六項	その譲渡する住宅の用に供する土地で	土地でそれに対応する仮換地等がその譲渡する住宅の用に供されるもののうち
	の上	に対応する仮換地等の上

付則第八条第二項中「第六条第二項」の下に「(同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「同条第四項の規定による」を「同法第六条第四項(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)」の規定による同法第六条第二項に規定する」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第九項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「つき千二百万円」を削り、同条第十四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

15 都市再生特別措置法第百九条の六第二項第一号に規定する者が同法第百九条の八の規定による公告があつた同法第百九条の六第一項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第十項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第四十六条第十七項に規定する低未利用土地のうち施行令で定めるものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する。

16 租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八

号)第十四条第二項に規定する認定経営力向上計画(同法第十三条第二項第三号に掲げる事項として同法第二条第十項第七号の事業の譲受けが記載されているものに限る。)に従つて行う当該事業の譲受けにより施行令で定める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除する。

付則第八条の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「若しくは第四項」を、「第四項若しくは第六項」に改める。

付則第八条の四第二項中「第二十条の三十五」を「第二十条の三十五第一項」に、「当該土地」を、「当該土地」に、「当該施設」を、「当該施設」に、「又は第二項第一号」を、「第二項第一号又は第三項」に、「同項」と、「」を「付則第八条の四第一項」と、「」に改め、「一年以内」の下に「同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第二十条の三十五の二第一項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。」にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、「当該土地」を「土地」に、「当該改修工事対象住宅」を「改修工事対象住宅」に改め、同条に次の二項を加

「付則第八条の四第四項」と、「」に改め、「一年以内」の下に「同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第二十条の三十五の二第一項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。)」にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、「当該土地」を「土地」に、「当該改修工事対象住宅」を「改修工事対象住宅」に改め、同条に次の二項を加

「」の下に「(以下この項及び第六項において「住宅性能向上改修工事」という。)」を加え、「改修工事を」を「住宅性能向上改修工事を」に改め、「この項」の下に「及び第六項」を加え、同条第五項中「第二十条の三十五」を「第二十条の三十五第一項」に、「又は第二項第一号」を、「第二項第一号又は第三項」に、「同項」と、「」を

える。

6 知事は、宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅性能向上改修住宅で施行令で定めるもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、当該税額から百五十万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

7 第二十条の三十三から第二十条の三十五までの規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の還付について準用する。この場合において、第二十条の三十三第一項中「土地」とあるのは、「付則第八条の四第四項に規定する宅地建物取引業者による同条第六項に規定する改修工事対象住宅用地（以下この条及び第二十条の三十五第一項において「改修工事対象住宅用地」という。）」と、「土地の取得者」とあるのは「宅地建物取引業者」と、「前条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「付則第八条の四第六項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地

の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第二十条の三十五の第二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」とあるのは「当該取得の日から二年以内」と、「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「新築」とあるのは「改修工事」と、第二十条の三十四第一項中「第二十条の三十二第一項第一号又は第三項」とあるのは「付則第八条の四第六項」と、第二十条の三十五第一項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「第二十条の三十二第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「付則第八条の四第六項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

付則第八条の五第一項中「によつて」を「により」に改め、「」をいうの下に「。第三項において同じ」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「又は第二項」を「から第三項まで及び前条第六項」に改め、「不動産取得税の課税標準となるべき」を削り、同条第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「によつて」を「により」に、「にあつては」を「には」に改め、「法第三百八十八条第一項の」を削り、「中に第一項に規定する」を「中に」に、「第八項若しくは」を「第八項及び」に、「又は付則第八条第一項の」を「並びに付則第八条第一項の」に、「これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち付則第八条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち付則第八条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」を「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」に改め、同項に次の表を加える。

第二十条の三十三 第六項	登録された価格	登録された価格のうち付則第八条の五第一項に規定する宅地評価土地（以下「宅地評価土地」という。）の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額
-----------------	---------	--

第二十條の第三十 第八項及び第九 項第一号、第二 十條の三十五の 三第一項並びに 付則第八條第一 項	決定した価格	決定した価格のうち宅地評価土地の部分以外 の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土 地の部分の価格の二分の一に相当する額を加 算して得た額
決定した価格	登録された価格	登録された価格のうち宅地評価土地の部分以 外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価 土地の部分の価格の二分の一に相当する額を 加算して得た額
決定した価格	決定した価格のうち宅地評価土地の部分以外 の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土 地の部分の価格の二分の一に相当する額を加 算して得た額	

付則第九條の二の三第二項から第八項までの規定中「第十二項」を「第十三項」に改める。

付則第九條の二の四中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

付則第九條の二の五第九項中「装置（以下この項から第十一項まで）を「装置（次項から第十二項まで）」に、「並びに衝突」を、「衝突」に改め、「衝突被害軽減制動制御装置」という。）の下に「又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上」を加え、「附則第十二條の二の四第九項第三号」を「附則第十二條の二の四第九項第四号」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一條の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（第十三項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるもの）の取得に係る第三十七條第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

る保安基準」という。）のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるもの）に限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第三十七條第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

付則第九條の二の五第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「二十トンを超える」を「五トン以下の」に改め、「バス（施行規則で定めるものに限る。）」の下に「及び車両総重量が三・五トンを超え二十トン以下のトラック」を加え、「車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの」を「車線逸脱警報装置に係る保安基準」に改め、「平成三十一年三月三十一日」の下に「（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「附則第十二條の二の四第十一項各号」を「附則第十二條の二の四第十二項各号」に、「附則第十二條の二の四第十一項第四号」を「附則第十二條の二の四第十二項第四号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一條の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるもの）に限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第三十七條第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

付則第九條の二の七第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項第三号中「附則第十條の二の二第二項に規定する」及び「附則第十條の二の二第三項に規定する」を「で定める」に改め、同項第四号中「附則第十二條の

二の二第四項に規定する」を「で定める」に、「同条第五項に規定する」を「施行令で定める」に改め、同項第五号中「附則第十二条の二の二第六項に規定する」を「で定める」に、「同項に規定する」を「施行令で定める」に改め、同条第二項中「（以下この項において「免税機械等」という。）」を削り、同条第三項及び第四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

付則第二十五条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「同項第一号」を「同項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「同号」を「第二十号の三十二第一項第一号」に、「土地の取得の日」を「同日」に、「当該取得の日から三年以内に同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として」を「同号に規定する」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 福岡県税条例付則第八条に二項を加える改正規定（同条第十五項に係る部分に限る。） 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日
- 二 福岡県税条例付則第八条に二項を加える改正規定（同条第十六項に係る部分に限る。） 産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日

（不動産取得税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の福岡県税条例（次項において「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

3 新条例付則第九条の二の五第九項から第十一項まで及び第十三項の規定は、平成三十年四月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。